

知っていますか？

新しい「営業許可と届出」制度



食品衛生法改正に伴い、令和3年6月1日から営業許可・届出制度が変わりました。本号では営業**許可**と**届出**について、違いを分かりやすく解説します。

<許可と届出の違い> ○ 必要、基準の遵守が必要

手続き等	手数料	更新手続き	変更、廃業の届出	営業施設の基準	食品衛生責任者の設置	HACCPに沿った衛生管理
許可 (飲食店営業、菓子製造業、そうざい製造業など32業種)	○	○	○	○	○	○
届出 (食品販売業(弁当等)、野菜果物販売業、コーヒー焙煎など)	×	×	○	×	○*	○*

(※合成樹脂製の器具・容器包装の製造事業者は、別途GMP(製造管理規範)による製造管理が制度化されたため対象外です)

届出不要 …常温で長期間保存しても腐敗、変敗その他品質の劣化による食品衛生上の危害の発生の恐れがない包装食品(カップ麺やスナック菓子等)の販売など

これから営業をはじめたいと考えている方へ

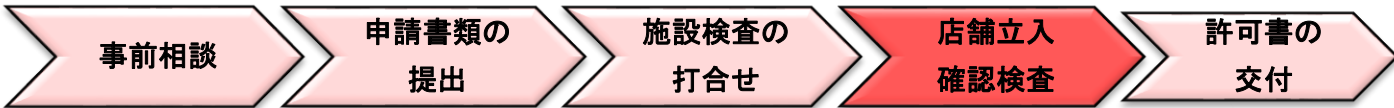
⚠ 許可か届出かによって手続きが異なります！



許可については
営業許可書が
発行されます

Q 営業許可を取得するにはどうしたらいいの？

A 営業施設の基準を満たした店舗をつくり、保健所へ申請、保健所長の許可を受けた後、営業をはじめることができます。



Q 届出をするにはどうしたらいいの？

食品衛生責任者の設置や
HACCPに沿った衛生管理は必要！

A 事前に営業を行う内容を保健所に届け出ることで営業をはじめることができます。届出の場合、施設基準の要件や手数料の負担はありません。

★手続きは保健所窓口もしくはオンライン申請もできます。

オンライン申請はコチラで検索

厚生労働省 食品衛生申請等システム

検索



令和3年6月1日以降の新たな許可、届出、届出不要の業種一覧

① 食品衛生法の要許可業種

- | | | |
|--|----------------|---------------|
| 1 飲食店営業 | 10 食品の放射線照射業 | 21 酒類製造業 |
| 2 調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業 | 11 菓子製造業 | 22 豆腐製造業 |
| 3 食肉販売業（未包装品の取扱い） | 12 アイスクリーム類製造業 | 23 納豆製造業 |
| 4 魚介類販売業（未包装品の取扱い） | 13 乳製品製造業 | 24 麺類製造業 |
| 5 魚介類競り売り営業 | 14 清涼飲料水製造業 | 25 そうざい製造業 |
| 6 集乳業 | 15 食肉製品製造業 | 26 複合型そうざい製造業 |
| 7 乳処理業 | 16 水産製品製造業 | 27 冷凍食品製造業 |
| 8 特別牛乳搾取処理業 | 17 冰雪製造業 | 28 複合型冷凍食品製造業 |
| 9 食肉処理業 | 18 液卵製造業 | 29 漬物製造業 |
| | 19 食用油脂製造業 | 30 密封包装食品製造業 |
| | 20 みそ又はしょうゆ製造業 | 31 食品の小分け業 |
| | | 32 添加物製造業 |

② 食品衛生法の要届出業種

① 食品衛生法の要許可業種

と

③ 届出が不要な業種

以外の営業が届出の対象（以下は例示）

製造・加工業の例

- ・農産保存食料品製造業
- ・菓子種製造業
- ・粉末食品製造業
- ・いわゆる健康食品の製造業
- ・精米・精麦業
- ・合成樹脂製の器具 / 容器包装製造業

調理業の例

- ・集団給食（委託の場合、飲食店営業の許可になる場合あり）
- ・調理機能を有する自動販売機（高度な機能を有し、屋内に設置されたもの）
- ・水の量り売りを行う自動販売機

販売業の例

- ・乳類販売業
- ・食肉販売業（包装品のみの取扱い）
- ・魚介類販売業（包装品のみの取扱い）
- ・野菜果物販売業
- ・弁当などの食品販売業
- ・行商

③ 届出が不要な業種

- 1 食品又は添加物の輸入業
- 2 食品又は添加物の貯蔵又は運搬のみをする営業（ただし、冷凍又は冷蔵倉庫業は届出が必要な業種）
- 3 常温で長期間保存しても腐敗、変敗その他品質の劣化による食品衛生上の危害の発生の恐れがない包装食品又は添加物の販売業（カップ麺や包装されたスナック菓子等）
- 4 合成樹脂以外の器具・容器包装の製造業
- 5 器具・容器包装の輸入又は販売業

このほか、学校・病院等の営業以外の給食施設のうち1回の提供食数が20食程度未満の施設や、農家・漁業者が行う採取の一部と見なせる行為（出荷前の調製等）についても、営業届出は不要です。